

方 針

我が国の経済は、バブル崩壊後すでに10年余の歳月が経過している。平成16年1月の月例経済報告では、「景気は、設備投資と輸出に支えられ、着実に回復している」との判断がなされた。しかしながら、依然として個人消費は停滞を続けており、経済の低迷期における景気浮揚への効果が現れるには時間を要することから、平成16年度も早急な景気の回復は期待できない状況となっている。

このような経済情勢の中で、競輪事業の平成15年1月から12月末までの売上は、約1兆33億9,595万円で、前年同期の94.8%(1日平均対比)と、施行者の懸命の努力にも拘らず右肩下がり傾向が依然として続いている。

売上内容を見ると、平成11年度以降特別競輪も売上が減少傾向を示しており、15年1月から12月末までの売上は、対前年比で約8.8%減となっている。一方、記念競輪では、場間場外の増加等により31.8%増となっているが、開催の大半を占める普通競輪では落ち込みが大きく、14.3%の減少となっている。

以上のように、競輪界は一段と厳しい状況にあるが、本会としては、恒常的事業のより効率的な運営、遂行に努めるほか、経費の見直しや削減を図りながら、時代の要請に対する重点施策については積極的に対応する。

更に、競輪の振興・活性化に向け、将来展望に立った競輪事業のあり方について、引き続き競輪諸制度の検討を行うほか、新規競輪ファンの獲得やファンの来場促進に努めるとともに、売上増を図るため競輪のPRをより積極的に行う。

特に、平成16年に開催されるアテネ・オリンピック大会の機会を捉え、新しい競輪参加者の増加を目指し、競輪及び競輪場の活性化に繋がる広報・宣伝を重点施策として展開するほか、インターネット上で、開催収支報告(34条報告)をはじめとする各種調査・連絡等が行える競輪場ネットワークシステムを構築する。

本年度の主要事業は、次のとおりである。

1. 施行者との迅速かつ緊密な連絡調整
2. 適正な交付金交付率改定に向けた検討
3. 競輪運営における諸制度の検討
4. 競輪事業振興のための企画、改善及び調査分析
5. 特別競輪等及び番組関連制度の検討
6. 競輪のイメージアップ及び新規ファン獲得のための広報活動の推進
7. 初心者向けPRの展開
8. 競輪開催日程の全国調整
9. 場外車券売場の適正な設置及び管理・運用の検討
10. 競輪情報システムの活用と電話投票等の各種情報処理の推進
11. 競輪経営改善等の調査・研究
12. 労務管理対策等の円滑な推進
13. 接客サービス向上の推進
14. 暴力団・ノミ屋等の追放対策の推進

以上の諸施策について、主務官庁の指導の下に、会員各位のご協力をいただきながら、関係団体とも連絡を密にして諸施策を強力に推進していく。

企 画 広 報 部

平成15年度は、関係方面から諸資料、情報収集を行い、その調査分析等に基づき、競輪事業振興のための諸施策を企画、立案する。また、競輪運営上の諸問題について検討を行い、競輪運営の円滑化に努めるとともに、競輪活性化に資する広報、PRに努める。

自転車競技法の改正により、前年4月から施行された日本自転車振興会1号・2号交付金制度の実施状況を踏まえて、施行者の収益改善を図る見地から、同制度の更なる見直しに向けて検討を進めるほか、自転車競技会への委託のあり方、競輪事業の振興・活性化のため、賞金制度、競技制度及び共済制度等についての検討、特別競輪等の見直し等を行う。また、その目的達成のため、関係団体との連絡調整を緊密に行う。競輪の諸制度については、国会、官庁等への働きかけを行うなど、その改善に努める。

また、競輪及び各種公営競技に関する調査並びに統計資料の収集及び作成を行い、随時、定期的に施行者に提出し、競輪運営上の参考に供する。

競輪が時代に対応して大きく変化していることを積極的にPRし、より楽しく、より買いやすくなった競輪を、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の広報媒体を効率的、効果的に活用して展開する。また、新規ファンの獲得のため競輪未経験者や初心者の来場を促進し、ファンの定着を図るPRに努める。

これら事業の推進にあたっては、特別競輪等調整委員会、選手制度研究委員会、競輪運営研究委員会及びPR委員会を中心に対応を議論し、その成果を関係団体との諸会議に反映させる。

企画関係について

1．国会・経済産業省等の対応について

国会・経済産業省との連絡を密にし、情報の収集を行うとともに、自転車競技法第10条第1項に定める日本自転車振興会1号・2号交付金の交付率の更なる改定に向けての要望活動を強力に推進する。

2．関係団体等の対応について

自転車競技会への委託問題、委託金額のあり方について、自転車競技会全国協議会を通じて協議するとともに、競輪運営上の諸問題について、競輪関係団体及び各種公営競技施行者団体と緊密な連絡調整を行い、その改善に努める。

3．全国競輪主催地議会議長会の対応について

全国競輪主催地議会議長会と緊密な連絡調整を行い、その目的達成に努める。

4．競輪事業振興のための企画・改善について

(1) 競輪事業振興に資する諸施策の検討を行う。

(2) 競輪関係諸法令等の調査研究を行う。

(3) 競輪開催の運営に必要な諸制度に関する資料の収集・調査・検討、関係団体との連絡調整を行う。

5．特別競輪等の運営改善について

特別競輪等について、その運営及び改善の検討を行うとともに、番組関連制度の検証を行うなど、競輪事業の全体的な見直しを行い、その運営改善に努める。

6．賞金制度について

選手賞金の優勝劣敗等賞金制度のあり方を検討し、施行者の賞金負担の軽減を図る。

7．競技制度について

- (1) 競技制度の運営改善、番組制度の改善の検討を行い、所要の見直し、規則改正の提言を行う。
 - (2) 選手の出場契約約款、あっせん、競走得点等の諸制度の運用状況を調査し、合理的な運用・改善を図る。
 - (3) 国際競輪等各種レースの実施方法等の検討を行い、改善を図る。
8. 共済制度について
選手の共済制度等について検討を行い、施行者の負担を軽減する見地から、その助成のあり方を検討する。
 9. 日韓交流セミナー
競輪運営における日韓両国の親善を深めるとともに、両国の親善・交流を通じて競輪事業の更なる発展に努める。

調査関係について

1. 売上、入場者等の統計資料の作成について
競輪及び公営競技の売上高、入場者数等の統計資料を作成する。
2. 施行者収支決算、収益の使途状況等の調査について
競輪に関する施行者収支決算、収益の使途状況及び収益の均てん化等の調査を行う。
3. ファン調査及び各種資料の収集について
ファンの志向の把握に努めるため各種調査を行うとともに、競輪事業の運営等に供するための各種資料の収集及び調査を行う。

広報関係について

1. 特別競輪等の広報宣伝について
全国の競輪ファンを対象としたG P、G 、G に関するテレビ・ラジオによる開催告知及び実況中継、新聞による広報宣伝、イベントの開催などの広報宣伝を関係団体、関係施行者と連携・共同して一元化し、効率的に実施する。
2. 競輪のイメージアップ宣伝について
競輪の公益性、スポーツ性、推理性、ダイナミック性、娯楽性を広く一般市民にP Rし、競輪のイメージアップと認識度の向上を図る広報宣伝を実施する。
3. 新規ファン獲得のための広報宣伝について
競輪未体験者や競輪初心者を経験に親しませ、競輪ファンとして定着させるため、競輪初心者向けのP Rを実施する。
4. モデル宣伝事業助成による活性化について
先駆的モデルと認められた広報宣伝活動を実施する場や、隣接する場などが共同して行う広報宣伝活動を支援し、競輪の活性化を図る。
5. 機関誌等による広報について
月報及び季刊誌「P R+S」による競輪の広報を実施する。
6. 広報研修会の実施について
広報担当者を対象に、的確な広報、宣伝活動に関する広報研修会を実施する。

業 務 部

本年度は、車券売上げ、施行者収益が更に悪化する中、施行者の生命線ともいえる記念競輪（G ）の開催日程をはじめ、その他の競輪の開催日程及び場間場外車券売場等の調整、専用場外車券売場設置のあり方、電話投票及び競輪情報システムの安定的な運用とファンに対する情報の提供、競輪場輪場施設整備と有効活用策の推進支援、民間所有競輪場対策、相互補償事業、競輪場の事故防止対策等について実施する。

これら事業の実施にあたっては、環境整備等委員会、相互補償審査委員会、事故防止対策会議、場外車券売場運営等委員会に対応を協議し、その結果を関係団体等との諸会議に反映させる。

労務事業では、賃金、一時金等臨時従事員の処遇問題、労務管理上の諸制度等の検討を行うとともに、接客サービスの向上を図る施策等を実施する。

これらの業務にあたっては、労務対策委員会を中心に対応を協議し、その施策を推進する。

事業関係について

1．競輪開催日程の全国調整について

記念競輪（G ）が4日制への移行や場間場外車券売場の増加に伴い、G ・G 並となる中、月別、週別の限度節数に基づき、開催可能節数の上限、選手あっせん上の開催節数の下限等を勘案し、全国的な開催日程の調整に努める。

その調整にあたっては、各経済産業局、日自振あっせん課と協調し、施行者と連絡を密にして調整を行う。

2．場間場外車券売場等の調整について

場間場外車券売場設置に伴う場外経費の削減等の諸問題について場外車券売場運営等委員会を中心に検討を行う。

特別競輪等の円滑な開催運営が図れるよう努めるとともに、場間場外車券売場の設置に係る連絡調整を行い、適正な場外編成が図られるよう努める。

3．専用場外車券売場設置のあり方について

専用場外車券売場の設置及び管理・運営方法等のあり方について検討を行う。

4．競輪情報システムについて

（財）車両情報センターとの提携により、各種の情報処理全般について円滑な運営を図るとともに、ファンに対する各種競輪情報の提供の充実、競輪情報処理システムの安全確保に努める。

また、電話投票関連システム上の諸問題について、施行者、サイクルテレホン事務センター及び関係団体と協議するなど対処し、電話投票の円滑な運営、推進に努める。電話投票の拡充策として、競輪場空白地域における電話投票会員の獲得に努める。その方策の一つとして、同地域内の取扱い銀行の開拓等を行う。

なお、本システム全般について、関係団体と協議を行い、システムのスリム化に向け検討を始める。

5．競輪場施設整備と有効活用策の推進支援について

競輪場の移転、全面改修等の大規模な施設整備（計画）をはじめ各種施設整備の情報把握に努め、その情報を施行者に効果的に周知すること等により、競輪場施設改善の推進を図る。併せて、場間場外車券売場開設時における有効かつ合理的な施設活用のための方策、ファンに対する快適な環境、空間づくりの検討を行い、これを推進する。

6．民間所有競輪場対策について

民間所有競輪場施行者に共通する賃貸借契約や利用率をはじめとする諸課題等につ

いて協議し、民間所有競輪場の円滑な運営が図られるよう努める。また、民間所有競輪場に係わる情報等の收拾に努め、施行者間の情報交換並びに連携が円滑に行われるように努める。

7．相互補償事業について

相互補償対象案件が発生した場合には、迅速かつ適正な調査を実施し、補償の審査を行う。

8．事故防止対策について

競輪開催における諸事故の原因を調査・分担し、事故の未然防止に努めるとともに、その防止等の方策を検討する。

また、紛争事故等を想定した総合訓練を施行者と共催で実施する。

9．経営改善等の調査・研究について

平成11年度から実施している競輪経営コスト調査を引き続き行い、経年経過等の調査分析を行うことにより、施行者の競輪事業コスト軽減、経営安定策等に資するとともに、報告書等の様式整備を検討する。

また、開催経費削減を目的に、情報機器のコストダウンの方策等を検討する。

労務関係について

1．賃金、一時金等の対応について

労務対策委員会において、賃金、一時金等に係る取り扱いを協議し、必要に応じて、各地区労務対策会議及び特定場で構成する労務対策会議等を開催して、具体的な対応を検討する。

また、同種競技団体とも連絡調整を密にし、団体交渉時においては、施行者と緊密な連携を図り、遺漏のないようにする。

2．諸制度等の検討について

臨時従業員の社会保険関係等に係る諸制度について検討する。

また、臨時従業員の場外雇用に係る労務管理上の諸問題について検討する。

3．労務管理研修会の実施について

労務担当者の労務問題への対応が的確に行われるよう、労務管理研修会を実施する。

4．接客サービス研修の実施について

接客サービスの向上を図ること等を目的として、職員並びに臨時従業員の研修を実施する。

5．労務対策円滑化の推進について

労務対策の円滑な推進を図るため、関係省庁の指導のもとに、施行者をはじめ同種競技団体等と連絡調整を行い、諸問題の解決にあたる。

6．労働情報等の収集について

関係省庁等からの労働情報収集、労働関係資料の整備等を行い、各施行者へ迅速に提供していく。

また、臨時従業員実態調査等を適宜実施し、これを集計、分析して、施行者の参考にする。

保 安 室

本年度は、暴力団・ノミ屋等追放対策開始後18年目となった。追放対策をより充実して対象者の広域化・巧妙化に対処するため、次の諸施策を推進する。

1．自衛警備力の強化について

(1) 警備対策委員会の開催

競輪場における入場者の整理、犯罪の予防及び秩序維持の施策を審議し、自衛警備体制の充実強化を図る。

(2) 自衛警備体制の実態調査

競輪場における自衛警備力の現況及び警備用資器材等の整備状況並びに暴力団・ノミ屋等追放対策の推進実態を明らかにし、自衛警備体制の強化に資する。

(3) 警備担当者の資質向上

警備担当者に対して、自衛警備についての知識・技能の向上を図るため研修会の開催、各種参考資料等の配布を実施する。

(4) 警備用資器材の充実と活用

警備用資器材の整備状況、活用事例等を調査するとともに、情報提供を行いその充実と活用を推進する。

2．暴力団・ノミ屋追放対策の推進について

(1) 追放対策中央推進会議の開催

関係省庁の指導を得て、年間の追放対策等を審議決定する。

(2) 追放対策地区推進会議の開催

各地区における追放対策を推進するため、情報、資料及び技術の発表並びに意見交換を行う。

(3) 暴追対策合同情報交換会議の開催

全国モーターボート施行者協議会及び全国小型自動車競走施行者協議会と合同して各場で保管管理する、暴力団・ノミ屋等と思われる不審者の顔写真、人定資料等の情報を交換し、暴力団・ノミ屋等の面割りを行って追放対策に資する。

(4) 情報連絡センターの活動の促進

追放対策に関する情報、資料を収集整理し、通報、照会等の連絡活動を促進する。

(5) 暴追広報の推進

暴力団・ノミ屋等を追放するため、各公営競技団体と合同で、創意工夫をこらした統一ポスター2種類を製作し、施行者等に配布する。

3．関係省庁、各公営競技団体との連携について

警察庁をはじめとする関係省庁との連絡を密にするとともに、各公営競技団体との連携を強化し、整合性のある自衛警備体制、追放対策を推進する。

4．秩序維持対策の実施について

特別競輪等の開催にあたり、秩序維持に協力等するため担当者を派遣する。